

解体業許可業者の皆様へ

～使用済自動車の解体を行う事業者は
5年毎に許可の更新が必要です～

●なぜ、更新が必要なのか？

- ・使用済自動車の解体を行う事業者の許可有効期間は法律で5年間と決められています。
- ・引き続き、使用済自動車の解体・部品取りを行う事業者は、更新の手続きが必要になります。

●更新を行わないとどうなる？

- ・許可有効期間満了日までに更新申請を行わなかった場合は、許可は自動的に失効します。更新の意思がない場合は、「廃業等届出書」を提出してください。
- ・「自動車リサイクルシステム（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）」の移動報告は使用できなくなります。
- ・許可失効後又は廃業後に使用済自動車の解体・部品取りを行うと、自動車リサイクル法違反となります。
- ・許可失効後又は廃業後に再び解体業の許可を受けたい場合は、新規の許可申請を行ってください。

●更新の手順

①解体業許可証で自社の有効年月日を確認してください。

②許可有効期間満了の3ヶ月前から満了日まで許可更新申請を受け付けますので、できるだけ早めに申請してください。

※申請書（添付書類も含みます）に不備があった場合は、受付できませんので、余裕をもって手続きを行ってください。また、申請書の受付後に行う現地調査において、施設等が許可基準に適合していない場合は許可できません。

③解体業の許可を受けた後、以下の事項を変更した場合には、変更があった日から30日以内に解体業変更届出書【国様式第7号】及び変更に係る書類を提出する必要があります。

<変更届が必要な場合>

- 1 氏名又は名称（代表者の氏名含む）及び住所に変更があった場合
- 2 役員、使用人、出資者等又は法定代理人の変更があった場合
- 3 事業所の名称又は所在地に変更があった場合
- 4 事業の用に供する施設の変更があった場合
- 5 標準作業書に変更があった場合

④提出書類について

申請書及び添付書類を正本1部と副本1部（事業者控え、コピー可）

◆更新申請書（国様式第五）への添付書類

*詳細は詳細版を御覧ください

- 1 誓約書（書式あり）
- 2 事業の用に供する施設に係る書類（平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図、公図の写し） *必要に応じ、写真添付
 - ①解体作業場
 - ②使用済自動車・解体済自動車の保管場所
 - ③油水分離槽又はためます
 - ④本社及び事業所若しくは自宅及び事業所の付近の見取り図
 - ⑤公図の写し
 - ⑥廃棄物保管場所などについて書類を作成する。
必要な書類は事業所ごとに異なりますので詳しくは、詳細版を御覧になり、申請窓口へ御相談ください。
- 3 施設の所有権を有することを証する書類（土地の登記事項証明書、土地権利原書類）
- 4 事業計画書・収支見積書（様式第1号）
- 5 申請者が個人の場合は、住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 6 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 7 申請者が法人の場合は、役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 8 申請者が法人の場合は、出資者等に係る以下の書類
 - (1) 出資者等が個人の場合は、出資金額等記載書類、住民票の写し及び登記されていないことの証明書
 - (2) 出資者等が法人の場合は、出資金額等記載書類、及び登記事項証明書
- 9 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 10 法定代理人が個人の場合、法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 11 法定代理人が法人の場合、法定代理人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書。また、当該役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 12 標準作業書
- 13 許可証の写し
- 14 本県のその他の登録通知書及び許可証の写し
- 15 本県の廃棄物処理法の許可証等の写し
- 16 本籍等の記載一覧

*住民票の写しは、受付日前3か月以内に交付されたもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。（自治体窓口で交付された原本。コピー不可。）

*登記事項証明書は、受付日前3か月以内に交付されたものに限ります。

*複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できます。

*申請書様式等は、各自治体のHPからダウンロードできます。

*郵送での受付は行っておりません。申請書は申請窓口へ持参してください。

◆更新申請手数料

(静岡県：県収入証紙で納付、静岡市：指定金融機関へ納付、浜松市：窓口で徴収)

解体業許可更新申請手数料 70,000円

●解体業の許可基準

◆1 事業の用に供する施設の基準

(1)使用済自動車(解体自動車)保管施設

- ①他人の立ち入りを防ぐ囲い等が周囲にあり、保管場所が明確であること。
 - ②廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車・解体自動車を保管するときは、床面の鉄筋コンクリート化若しくはそれと同等以上の措置が講じられていること。
 - ③油水分離装置及び排水溝の設置がされていること。
- *②③については、標準作業書に防止措置があれば必要ない。

(2)燃料採取場所(解体作業場以外での採取の場合)

- ①床面の鉄筋コンクリート化、ためます及び排水溝の設置がされていること。

(3)解体作業場

- ①廃油・廃液採取装置を有すること。(標準作業書に手作業方法の記載があれば不要。)
- ②床面の鉄筋コンクリート化若しくはそれと同等以上の措置が講じられていること。
- ③油水分離装置及び排水溝の設置がされていること。(但し、流出するおそれが少なく、かつ、標準作業書に流出防止措置の記載から明らかであれば必要ない。)
- ④屋根や覆い等が設置されていること。(但し、設置困難の場合は、十分な能力を有する油水分離装置の設置又はこれに代わる措置。)

(4)部品保管設備(廃油・廃液の漏出部品を保管)

- ①床面の鉄筋コンクリート化や屋根や覆い等の措置が講じられていること。

◆2 申請者の能力の基準(標準作業書ガイドライン参照)

(1)次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること

- ①使用済自動車及び解体自動車の保管方法
- ②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止措置及び保管方法
- ③使用済自動車の解体方法(指定回収物品及び鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯等の回収方法を含む。)
- ④油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- ⑤解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理方法
- ⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した部分、材料その他の有用なものの保管の方法
- ⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬方法
- ⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨火災予防上の措置

(2) 事業計画書や収支見積書から業の継続をできないことが明らかでないこと
 ※ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量保管してあり、その撤去が事業計画書や収支見積書から撤去ができないと認められるときには許可は認められません。

(3) 欠格要件に該当しないこと
 法人、役員及び使用人等が、禁固以上の刑、関連法違反による罰金刑及び許可取消し後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等 (※ 誓約書を参照)

●申請・相談窓口一覧

* 申請・相談について窓口にお越しの際には、事前に御連絡の上、日時を御確認ください。(担当者が不在であったり、長い間お待ちいただいたりすることを避けるため、御協力をお願いいたします。)

静岡県	所在地	管轄地域
	電話番号	
賀茂健康福祉センター 環境課	下田市中 531-1 0558-24-2053	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町
		受付：月～金（9時～16時）予約制
東部健康福祉センター 廃棄物課	沼津市高島本町 1-3 055-920-2106	熱海市・伊東市・沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・御殿場市・小山町・富士市・富士宮市
		受付：月～金 予約制
中部健康福祉センター 環境課	藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-644-9288	焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・川根本町・吉田町
		受付：月～金 予約制
西部健康福祉センター 環境課	磐田市見付 3599-4 0538-37-2248	掛川市・菊川市・御前崎市・袋井市・磐田市・湖西市・森町
		受付：月水金（10時～16時）予約制
くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課	静岡市葵区追手町 9-6 054-221-3349	—

政令市	所在地	管轄地域
	電話番号	
静岡市 産業廃棄物対策課	静岡市葵区追手町 5-1 054-221-1363	静岡市
浜松市 産業廃棄物対策課	浜松市中区鴨江 2-11-2 053-453-6110	浜松市

●ホームページ一覧（各申請様式はこちらからダウンロードできます）

静岡県：<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/jidousha/jidoushahp.htm>

静岡市：<http://www.city.shizuoka.jp/deps/sangyohaikibutu/index.html>

浜松市：http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/haiki/recycling_elv/index.htm

●自動車リサイクルシステムについての問合せ先

- ・自動車リサイクルシステムの登録について

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター 電話；050-3786-8822

- ・自動車リサイクルシステムについて

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター 電話；050-3786-7755